

油固化剤の購入

仕様書

令和7年5月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅ

廃止措置部 施設管理課

## 目 次

1. 一般事項	
1. 1 購入の目的	1
1. 2 品名及び数量	1
1. 3 納入期日	1
1. 4 納入場所	1
1. 5 受渡し場所及び方法	1
1. 6 適用又は準拠すべき法令等	1
1. 7 提出図書	2
1. 8 保証	3
1. 9 注意事項	3
1. 10 検収	3
1. 11 納入に対する注意事項	3
1. 12 その他	4
2. 購入仕様	
2. 1 購入品の仕様	4
2. 2 購入品の検査	4
3. 別表	
・ 提出図書リスト	5

## 1. 一般事項

### 1. 1 購入の目的

管理区域内の機器や設備のメンテナンス等で発生し、管理区域内に仮置きしている廃油を固化剤で固形化することを目的として、購入する。

### 1. 2 品名及び数量（相当品不可）

品名：油吸着凝固剤 フューゲルA（株ワイシーアイ（旧株エコフィールド）製）

数量：1,320 kg

### 1. 3 納入期日 令和7年10月31日

### 1. 4 納入場所 福井県敦賀市白木2丁目1番地 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉補助建物 A-256(管理区域)及びA-274(管理区域)

### 1. 5 受渡し場所及び方法

高速増殖原型炉もんじゅ構内指定場所持込渡し

### 1. 6 適用又は準拠すべき法令等

本仕様書に基づく油固化剤の購入の条件等を決定するに当たり、適用又は準拠すべき法令・規格・基準等（以下「適用法令等」という。）の主なものは次のとおりである。次の適用法令の他、受注者が適用又は準拠する必要があると判断する適用法令等は、製作前に速やかに国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）に対し書面にて確認を得ること。

- ・原子力規制委員会設置法
- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び同法の関係法令
- ・研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（原子力規制委員会規則第9号）

- ・ 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
- ・ 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(原子力規制委員会規則第 10 号)
- ・ 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈
- ・ 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(総理府令 122 号)
- ・ 電気事業法及び同法の関係法令
- ・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律及び同法の関係法令
- ・ 国際規制物資の使用等に関する規則(総理府令第 50 号)
- ・ 消防法及び同法の関係法令
- ・ 計量法及び同法の関係法令
- ・ 高圧ガス保安法及び同法の関係法令
- ・ 労働安全衛生法及び同法の関係法令
- ・ 自然公園法及び同法の関係法令
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法の関係法令
- ・ 福井県条例
- ・ 敦賀市条例
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令(省令 52 号)
- ・ 日本産業規格(JIS)
- ・ 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- ・ 日本電機工業会規格(JEM)
- ・ 日本電気協会電気技術基準調査委員会電気技術指針(JEAG)
- ・ 日本電気協会電気技術基準調査委員会電気技術規定(JEAC)
- ・ MJ基準
- ・ 環境物品等の調達の推進等に関する法律

#### 1. 7 提出図書

受注者は、別表「提出図書リスト」に定める図書を遅滞なく提出すること。

## 1. 8 保証

検収後 1年以内に、製作の不良により、故障又は破損した場合は、無償でこれを指定期日までに新品と取り替えること。

故障又は破損の原因が、本質的なものであると機構が判断した場合は、改良品を納入すること。

## 1. 9 注意事項

- (1) 本仕様書は大要を示すものであり、明記されていない事項でも当然製品として必要な事項を満足させること。
- (2) 本仕様書で不明な点は機構に問い合わせること。
- (3) 本品は原子力発電所で使用するため、品質管理には十分留意すること。

## 1. 10 検収

現地における受取検査「2. 2 項 購入品の検査」に合格し、提出図書がすべて提出された後検収する。

## 1. 11 納入に対する注意事項

### (1) 受渡し方法詳細

納入品は原則として納入者が直接持ち込むものとする。ただし、一般輸送機関に委託することもできる。

- (2) 荷姿の宛名には必ず機構担当課室及び担当者名を記載すること。
- (3) 納入品現場搬入の際は、あらかじめ、機構担当者と調整をした上で納入日時を決定すること。調整した納入日時に変更が生じた場合は速やかに連絡すること。  
なお、特殊車両を使用する場合は、その旨連絡すること。
- (4) 原則として次の日は納入しないこと。
  - a. 土曜、日曜、祭日、年末年始休暇、その他機構の指定する日
  - b. 平日の 17時00分以降
- (5) 陸上輸送の場合は次の事項を遵守すること。
  - a. 交通事故防止のため安全運転に努めること。
  - b. 輸送時間帯は、交通事情緩和のため渋滞時を避けること。
  - c. 佐田～白木間の大型車両（11トンを超える車両）の通行は、07時00分～22時00分以内とする（11トン以下の車両であってもできる限り上記時間帯を遵守

すること。)

- d. 構内の通行については、道路標識に従うほか、機構担当課室等の指示に従うこと。

## 1. 12 その他

### (1) グリーン購入法の推進

- ・本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- ・本社の定める提出図書（納入印刷物）について、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

### (2) 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

## 2. 購入仕様

### 2. 1 購入品の仕様

本件で購入する物品の使用上における重要度分類等は、次のとおりである。

- ①安全機能の重要度分類 : 分類外
- ②耐震クラス : クラス外
- ③機器等区分 : 区分外
- ④品質に係る重要度分類 : 分類外

### 2. 2 購入品の検査

#### (1) 受入外観検査

#### (2) 員数確認

※納品時に納品書と照合し確認する。

### 3. 別表

#### 提出図書リスト

図 書 名	提 出 時 期	提 出 先	部 数	備 考
1. 納品書	現場搬入時	発注担当課	3	品名・型式・員数等を記載のこと
2. その他機構が必要と認めた書類	その都度	〃	別途	必要に応じ

以上